

令和5年度第1回長野県契約審議会 次第

日時 令和5年(2023年)5月29日(月)

午後3時30分から午後5時

場所 長野市生涯学習センター 第5学習室

1 開 会

2 会議事項

(1) 審議事項

(ア) 前回審議会の主な意見

(イ) 災害復旧工事に係る早期発注方式の試行について 【取組番号 61】

(2) 報告事項

(ア) 誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事の試行について

(イ) 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の再改定 【取組番号 18,76】

(ウ) 会計局調査(公正入札調査委員会)の結果 【取組番号 14】

(エ) 長野県契約審議会第3期の審議実績

3 その他

4 閉 会

資料一覧表

(1) 審議事項

- | | | |
|----------------------------|-----|------|
| (ア) 前回審議会の主な意見 | 資料1 | (P1) |
| | 資料2 | (P2) |
| (イ) 災害復旧工事に係る早期発注方式の試行について | 資料3 | (P9) |

(2) 報告事項

- | | | |
|--------------------------------------|-----|-------|
| (ア) 誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事の試行について | 資料4 | (P10) |
| (イ) 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の再改定 | 資料5 | (P11) |
| (ウ) 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果 | 資料6 | (P13) |
| (エ) 長野県契約審議会第3期の審議実績 | 資料7 | (P14) |

令和5年度第1回長野県契約審議会（5月29日（月）開催）

長野県契約審議会委員名簿

（任期3年 令和2年9月1日から令和5年8月31日まで）

（敬称略、五十音順）

氏名	経歴・役職等	備考
あい ざわ ひさ こ 相 澤 久 子	公認会計士	出席
あき ば よし え 秋 葉 芳 江	長野県立大学 大学院ソーシャル・イノベーション研究科教授、 ソーシャル・イノベーション創出センター長	出席
うす い みつ あき 碓 井 光 明	東京大学名誉教授 東亜大学大学院総合学術研究科教授	出席
おく はら みどり 奥 原 みどり	一級建築士	出席
きの した しゅう 木 下 修	一般社団法人長野県建設業協会会長	出席
た むら しげる 田 村 秀	長野県立大学グローバルマネジメント学部教授	欠席
なか しま み か 中 島 実 香	弁護士	出席
にし むら なお こ 西 村 直 子	信州大学名誉教授 立命館大学食マネジメント学部教授	出席
ほり こし みち よ 堀 越 倫 世	税理士	出席
もり しゅん や 森 俊 也	長野大学企業情報学部学部長・教授	欠席
ゆ もと のり まさ 湯 本 憲 正	自治労長野県本部副中央執行委員長	出席
よし の よう いち 吉 野 洋 一	一般財団法人首都高速道路協会理事	出席

前回審議会の主な意見 [令和4年度第3回契約審議会(1月30日)]

資料1

項目	取組番号	委員	意見の要旨	回答・対応案等
(1) 建設工事の総合評価 落札方式における評価項目の見直し	67	若手技術者の配置(試行)について		
		吉野委員	・35歳未満の若手技術者が主任技術者と現場代理人を兼任する場合は、0.5点しか与えないという趣旨でしょうか。0.75点でもよろしいのではないですか。	・現場に1人の技術者を配置するよりも、主任技術者と現場代理人に別々の若手の技術者を配置したほうが若手技術者が活躍する場が増えるため、0.5点の評価としています。
		木下委員	・35歳未満の若手技術者を養成するということであれば、例えば2級の技士補ですとか、そういった技術の資格を持っている者を現場代理人した場合に加点するか、そういった縛りをしていくべきではないかと考えます。	・主任技術者になるために必要な1級土木施工管理技士などの資格取得には、実務経験等が必要になってきます。このため、現場代理人への加点は将来主任技術者になることを期待し、経験を積む機会として考えています。
	75-1	ICT活用工事について		
		相澤委員	・ICT技術の活用工事の実施率が低いということですが、この技術を入れるに当たって、例えば高額なソフトが必要とか、会社のほうで障壁となるようなことがあるのでしょうか。	・新しい取組をすることになり人材を育成しながら導入することに対し、業者さんはやや負担になっているようです。今後、人材育成が進んでいけば障壁は減ってくると思います。
		堀越委員	・誓約について、「誓約内容が履行されなかった場合は、減額変更や工事成績のマイナス評価等の措置をとる」となっています。具体的にどのように検討されているのか、教えていただきたいです。	・誓約をするで加点された0.25点を価格点に置き換えた場合に幾らの金額の価値があったかを算出し、その金額分を減額変更します。 ・工事成績についても、履行されなかった場合マイナス3点とします。
		碓井会長	・誓約内容が履行されなかった場合の減額変更について、どのように契約条項に盛り込まれるか、また、代金の減額の仕方を知りたいので、教えていただきたいです。	・総合評価落札方式実施要領について(資料2, P4, P7~P8)
		西村委員	・加点評価する工事の価格帯を拡大することで、どの程度の効果が見込まれるのかという目標値、推定値みたいなものがないと、変更をしたことによる政策の評価というのでもできないわけで、その効果に関して比較可能なものを考えながら、変更を行うのが適切なのかなと思います。	・価格帯の引き下げによって総合評価の件数が3割から5割ぐらいに増え、対象業者は2割から6割になります。これにより導入が一気に進むと考えており、効果のほうを検証していきたいと思っています。
		秋葉委員	・県全体としてのDX戦略が一方で進んでおります。あらゆる観点でDXを進める、産業をDX化して育てていく、行政は後押し役をするというような位置づけで、これを捉えてほしいと考えております。 ・初期投資の部分ですとか、技術者の積極的な採用、あるいは登用への支援や補助と相まって進めていただくと、産業として強くしていけるのではないかと思います。	・長野県DX戦略の方針で、その推進に努め県を挙げて様々な面からDXを推進して取り組んでいます。 ・初期投資については、県発注の工事にICTのリース費用などを工事費の中に計上しています。また、人材育成は関係者で連携して設置した信州BIM/CIM整備協議会を通じて技術者の育成に取り組んでいます。
	(2) ア 製造の請負、物件の買入れ、その他契約における電子入札の導入について		田村委員	・例えば小さい事業者が対応できないとか、デメリットに対する対応は何か考えていますか。
(2) イ 入札参加資格業務の電子化・市町村との共同窓口の設置について		田村委員	・こういう制度を導入する際には、県がリーダーシップをとって、10年ぐらいを見据えて、全市町村で共同でできるようにするというような方向にすべきだと思います。	・システムの統合に参加しない市町村には、システムに参加するように引き続き強く働きかけていきます。

総合評価落札方式実施要領

(平成 20 年 3 月 4 日 19 土政技第 264 号)

(最終改定 令和 5 年 3 月 3 日 4 建政技第 309 号)

(趣旨)

第 1 この要領は、別に定める「建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領」及び「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札実施要領」（以下「受注希望型競争入札実施要領」という。）に基づく入札のうち、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、建設工事等に関して競争入札等を実施する場合に価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）に関する必要な事項を定める。

(対象工事等)

第 2 建設工事（以下「工事」という。）及び建設工事に係る測量・調査・設計等委託業務（以下「業務」といい、工事及び業務を併せて以下「工事等」という。）のうち、工事にあつては予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下「予定価格」という。）800 万円以上（ただし、第 3 第 3 項第 2 号に規定する工事成績等簡易Ⅱ型にあつては 500 万円以上、地域貢献等簡易型にあつては 100 万円以上）、業務にあつては予定価格 200 万円以上（ただし、第 3 第 3 項第 3 号に規定する技術者実績等簡易Ⅱ型にあつては 100 万円以上）のものを対象とし、次のいずれかに定める場合とする。

- (1) 入札者が提示する施工計画、技術提案等（以下「技術提案等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事等
- (2) 入札者の工事成績、工事実績、技術者の能力、社会貢献や現場条件に対する知見等（以下「工事成績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事
- (3) 入札者の業務成績、技術者の実績及び資格、社会貢献等（以下「技術者実績等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当とされる業務
- (4) その他必要と認める工事等

(総合評価の方法)

第 3 総合評価落札方式で定める評価は、次の各号の規定による。

- (1) 総合評価点：価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
- (2) 価格点：入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点：入札者の技術提案等の内容や工事成績等又は技術者実績等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別添 1 「総合評価点算定基準」に基づき配点するものとする。

3 総合評価の形式は次のとおりとする。

- (1) 技術提案型：第 2 第 1 号に該当し、技術提案等及び第 2 第 2 号または同第 3 号を合わせて評価する場合
- (2) 工事成績等簡易型・工事成績等簡易Ⅱ型・地域貢献等簡易型：第 2 第 2 号の工事に該当し、工事成績等々を評価する場合
- (3) 技術者実績等簡易型・技術者実績等簡易Ⅱ型：第 2 第 3 号の業務に該当し、技術者実績等を評価する場合
- (4) 第 2 号と「内訳書等の提出及び下請要件を付する受注希望型競争入札」を併用して実施する場合は「総合評価落札方式（工事成績等簡易型）・下請要件付き」と称し、第 2 号及び第 3 号を合わせて「簡易型」と総称する。
- (5) その他：この要領に定めない方式による場合

(受注希望型競争入札実施要領の適用)

第 4 本要領に規定する事項以外は受注希望型競争入札実施要領の規定を適用するものとする。

ただし、受注希望型競争入札実施要領第14（入札回数）の規定による入札回数を限度とし、政令第167条の2第1項第8号の規程による随意契約は行わないものとする。

（総合評価落札方式の実施）

第5 発注機関の長は、本要領により落札者を決定するための総合評価の方法や配点（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、主務部局長（以下「部局長」という。）に関係資料を提出するものとする。（様式1号）

（学識経験者の意見聴取）

第6 部局長は、本要領により落札者決定基準を定めようとするときは、長野県総合評価技術委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。なお、当該意見聴取の際に、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、委員会の意見を聴かなければならない。（様式2-1号）

2 長野県総合評価技術委員長は、前項による意見聴取を行なったときは、その結果を部局長に報告するものとする。（様式3-1号）

3 部局長は、前項の報告を受けたときは、その結果を速やかに発注機関の長に通知（様式3-2号）するとともに、落札者決定基準（評価項目及び配点）を長野県公式ホームページに公表するものとする。

（落札者決定基準）

第7 発注機関の長は、総合評価落札方式による発注方法について、第6第3項の通知（様式3-2号）を受けたときは、速やかに実施を決定するものとする。

2 発注機関の長は、第6第1項による落札者決定基準に係る意見聴取の結果、意見が付されたときは、建設工事請負人等選定委員会において審議のうえ実施を決定するものとする。

（落札者決定の際の意見聴取）

第8 発注機関の長は、第6第1項で落札者を決定しようとするときに改めて委員会の意見を聴くこととなった場合において本要領により落札者を決定しようとするときは、部局長に関係資料を提出するものとする。（様式第13号）

2 部局長は、前項により資料が提出された場合は委員会の意見を聴かなければならない。（様式14-1号）

3 長野県総合評価技術委員長は、前項による意見聴取を行ったときは、その結果を部局長に報告するものとする。（様式3-3号）

4 部局長は、前項の報告を受けたときは、その結果を速やかに発注機関の長に通知するものとする。（様式16号）

5 発注機関の長は、落札者の決定について前項の通知があったときは、速やかに落札者を決定するものとする。

（価格以外の評価点の審査及び決定）

第9 価格以外の評価点の審査及び決定は、次の各号の規定による。

（1）第3第3項第1号の技術提案型による場合の技術提案等の評価点の審査および決定は、「総合評価落札方式（技術提案型）試行要領」によるものとする。

（2）第3第3項第2号又は3号の評価点は、入札者から提出される「価格以外の評価点申請書」（第5-3号）に基づき採点し、発注機関の長が決定するものとする。

（価格以外の評価結果の公表と評価結果に対する疑義照会）

第10 発注機関の長は、価格以外の評価点を長野県公式ホームページに掲載するものとする。（様式4-1号又は様式4-2号）

2 入札者は、前項により公表された日を含めて2日間（休日を含まない）の受付期間（受付最終日の締め切り時間は12時とする）に、自らの評価点のうち価格以外の評価項目（技術提案項目を除く）について疑義照会ができるものとする。（様式17号）

(落札決定方法)

第11 総合評価落札方式で定める落札決定の方法は次の各号の規定による。

- (1) 第3第3項第1号の技術提案型による場合の入札書の開札は、価格以外の評価点が決定した後に行う。
- (2) 第3第3項第2号の工事成績等簡易型・工事成績等簡易Ⅱ型・地域貢献等簡易型又は同項第3号の技術者実績等簡易型・技術者実績等簡易Ⅱ型による場合の入札書の開札は、価格以外の評価点を公表する前に行う。
- (3) 入札者のうち、次のいずれの要件も満たす者を価格以外の評価対象とする。
 - ア 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術提案等の資料又は価格以外の評価点申請書を提出した者
 - イ 入札書が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でない者
- (4) 入札者のうち、次の要件のいずれも満たす者を対象に総合評価を行う。
 - ア 入札価格が予定価格以内の入札者
 - イ 第3第3項第2号の「工事成績等簡易型・工事成績等簡易Ⅱ型・地域貢献等簡易型」及び同項第3号の「技術者実績等簡易型・技術者実績等簡易Ⅱ型」による場合は、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領(平成15年4月14日15監技第7号)第5又は第6において無効(失格)とならない者
- (5) 価格以外の評価点申請書に相違がないことを確認するため、落札候補者に対し、必要な調書及び資料の提出を求め内容を確認するものとする。
- (6) 前号の確認において総合評価点が過大となる相違があった場合は、総合評価点を減点修正し、落札候補者が変わる場合、次順位者について確認するものとする。ただし、相違の内容が悪質である場合は無効(失格)とする。
- (7) 発注機関の長は、落札候補者通知書(受注希望型競争入札実施要領様式9)の通知後、価格以外の評価点の相違が判明し、総合評価点による順位が入れ替わる場合は、落札候補者取消し通知書(様式5-8号)により落札候補者の通知を取り消すものとする。
- (8) 落札候補者は、総合評価点の最も高い者とする。

(入札参加者への周知)

第12 発注機関の長は、入札参加者に対し、本要領等を長野県公式ホームページに掲載すると共に、入札公告(様式5-1号又は様式5-2)により次の事項を周知する。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)に関すること。
- (3) 入札時又は落札候補者資格審査時に提出が必要な技術提案等の資料に関すること。
- (4) 落札者決定方法に関すること。
- (5) 価格以外の評価結果の公表及び評価結果に対する疑義照会に関すること。
- (6) 価格以外の評価内容の確保等に関すること。

(入札時に必要な資料)

第13 入札者は価格以外の評価を行うに必要な技術提案等の資料又は価格以外の評価点申請書を入札書と同時に提出するものとする。

2 前項の価格以外の評価を行うに必要な資料を提出しない入札者の入札書は無効とする。

(価格以外の評価内容の確保等)

第14 発注機関の長は、第11による落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は当該落札候補者とは契約しないものとする。

2 発注機関の長は、契約人が技術提案等の内容を満足できなかった場合にあつては、別添2により取り扱うも

のとする。

(その他)

第15 発注機関の長は、本要領に関して疑義が生じた場合は、部長に協議し対応する。

2 本要領に基づく手続を別表3「手続きのフロー」に示す。

3 本要領で定める規定の一部については、政令第167条の12第4項及び167条の13により実施する場合に準用することができるものとする。

附則

(施行期日)

1 本要領は、平成20年4月1日から施行する。

(総合評価落札方式試行要領の廃止)

2 総合評価落札方式試行要領は、廃止する。

(経過処置)

3 この要領の施行の際、現に廃止前の総合評価落札方式試行要領により入札公告した工事及び業務は、なお従前の試行要領による。

附則

本要領は、平成21年5月25日から施行する。

附則

本要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成23年7月25日から施行する。

附則

本要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

本要領(別添1)は、平成25年7月1日から施行する。

附則

本要領(第6、第8)は、平成25年4月23日から施行する。

附則

本要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成27年1月1日から施行する。

附則

本要領は、平成27年10月1日から施行する。

附則

本要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成28年10月1日から施行する。

附則

本要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成29年6月14日から施行する。

附則

本要領は、平成30年1月9日から施行する。

附則

本要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

本要領は、平成30年8月1日から施行する。

附則

本要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

本要領は、令和元年8月1日から施行する。

附則

本要領は、令和2年1月1日から施行する。

附則

本要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

本要領は、令和2年7月1日から施行する。

附則

本要領は、令和2年9月1日から施行する。

附則

本要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

本要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則

本要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

本要領は、令和5年2月1日から施行する。

附則

本要領は、令和5年4月1日から施行する。

価格以外の評価内容の確保

1 価格以外の評価内容を確保するための措置

価格以外の評価項目の内容が満足できない場合の措置は以下のとおりとする。

- (1) 価格以外の評価項目の内容を担保するため、評価項目の内容に著しい差異があるときは契約約款第47条第6号による契約解除を行うことができるものとする。
- (2) 虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとする。
- (3) 工期短縮等の技術提案の評価点、または工事成績等簡易型及び技術者実績等簡易型における価格以外の評価点を再計算し総合評価点が変わらないように減額変更する。
ただし、次の場合は減額変更を行わない。
 - ア 技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護を理由とした場合
 - イ 発注者の指示により、価格以外の評価内容の確保が困難になった場合
- (4) 工事（業務）成績評定においてマイナス評価とする。

（参考）

○1（3）における減額変更の例

(1) 計算手順

- ①内容が満足できなかった評価項目の評価点を計算する。
- ②価格以外の評価点を再計算する。
- ③総合評価点が変わらないように、修正価格点を計算する。
- ④修正価格点に相当する変更入札価格を計算する。（金額は円未満切り捨てとする。）
変更入札価格＝価格点の配点×調査基準価格※／修正価格点
※WTO適用基準額以上の案件は、「調査基準価格」を「最低価格」に読替えて計算する。
ただし、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、以下の式を用いる。
変更入札価格＝修正価格点×調査基準価格／価格点の配点
- ⑤確保に係る減額を計算し、減額変更する。減額した入札価格をもとに、その後の変更契約の手続きを進める。
確保に係る減額＝入札価格と変更入札価格の差額

(2) 価格以外の評価項目の内容が満足できない事例

技術者を途中で変更し、同じ条件の技術者を配置出来ない場合

1) 入札時の評価点など

価格以外の評価点 9.4 点

（うち、求める技術者の配置に対する評価点 1.5 点）

価格点 85.32 点

総合評価点 94.72 点

入札価格 37,800,000 円

調査基準価格 37,500,000 円（価格点の配点 86 点）

2) 評価項目の内容が満足できない項目

求める技術者の配置に対する評価

3) 計算例

- ①求める技術者の配置に対する評価点 1.5 点
- ②価格以外の評価点 $9.4 \text{ 点} - 1.5 \text{ 点} = 7.9 \text{ 点}$
- ③修正価格点 $94.72 \text{ 点} - 7.9 \text{ 点} = 86.82 \text{ 点}$
- ④変更入札価格 $86 \text{ 点} \times 37,500,000 \text{ 円} / 86.82 \text{ 点} = 37,145,818 \text{ 円}$
- ⑤確保に係る減額 $37,145,818 \text{ 円} - 37,800,000 \text{ 円} = -654,182 \text{ 円}$

(3) 価格以外の評価項目の内容が満足できない事例（ただし、入札価格が調査基準価格を下回る場合）

技術者を途中で変更し、同じ条件の技術者を配置出来ない場合

1) 入札時の評価点など

- 価格以外の評価点 9.4 点
(うち、求める技術者の配置に対する評価点 1.5 点)
- 価格点 85.31 点
- 総合評価点 94.71 点
- 入札価格 37,200,000 円
- 調査基準価格 37,500,000 円 (価格点の配点 86 点)

2) 評価項目の内容が満足できない項目

求める技術者の配置に対する評価

3) 計算例

- ①求める技術者の配置に対する評価点 1.5 点
- ②価格以外の評価点 $9.4 \text{ 点} - 1.5 \text{ 点} = 7.9 \text{ 点}$
- ③修正価格点 $94.71 \text{ 点} - 7.9 \text{ 点} = 86.81 \text{ 点}$
- ④変更入札価格 $86.81 \text{ 点} \times 37,500,000 \text{ 円} / 86 \text{ 点} = 37,853,197 \text{ 円}$
- ⑤確保に係る減額 $37,200,000 \text{ 円} - 37,853,197 \text{ 円} = -653,197 \text{ 円}$

(4) 工期設定に係る事例（技術提案型に限る）

当初、工期 210 日間を提案したが、実工期が 220 日間（増加日数 10 日）となった場合

1) 入札時の評価点など

- 価格以外の評価点 23.7 点
- 価格点 68.37 点
- 総合評価点 92.07 点
- 提案工期 210 日間 (評価点 4.3 点)
- 入札価格 81,000,000 円
- 調査基準価格 78,000,000 円 (価格点の配点 71 点)

2) 評価項目の内容が満足できない項目

実工期 220 日間 (増加日数 10 日)

3) 計算例

- ①実工期に対する評価点 4.1 点 (-0.2 点と仮定)
- ②価格以外の評価点 $23.7 \text{ 点} - 0.2 \text{ 点} = 23.5 \text{ 点}$
- ③修正価格点 $92.07 \text{ 点} - 23.5 \text{ 点} = 68.57 \text{ 点}$
- ④変更入札価格 $71 \text{ 点} \times 78,000,000 \text{ 円} / 68.57 \text{ 点} = 80,764,182 \text{ 円}$
- ⑤確保に係る減額 $80,764,182 \text{ 円} - 81,000,000 \text{ 円} = -235,818 \text{ 円}$

災害復旧工事に係る早期発注方式の試行について

【取組番号 61】

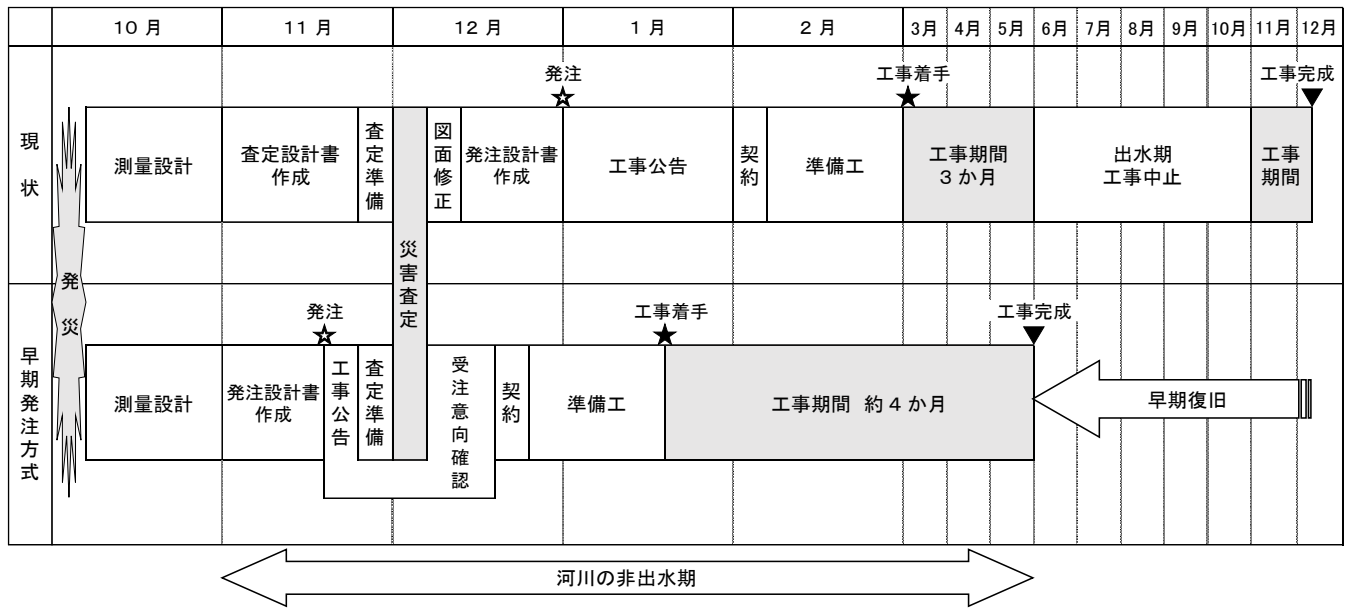
1 災害復旧工事における課題

- 災害復旧工事は、国の災害査定を受け、復旧範囲、工法、金額が決定した後に工事をするため、被災から工事着手までに約 5 か月を要し、出水期による河川内工事の中止など、復旧に長期間を要する場合がある。

2 早期発注方式の概要

- (1) 災害査定に用いる図面等で発注設計書を作成し、工事公告と災害査定を同時に進める。
- (2) 工事公告に、災害査定の結果により設計数量等が変更になる可能性がある旨を明示する。
- (3) 災害査定の結果、設計数量等に変更があった場合は、落札候補者に査定決定の内容を示し、受注の意向を確認した上で手続きを進める。
- (4) 落札候補者が辞退を申し出た場合は認め、次順位者を繰り上げて落札候補者とする。
辞退した落札候補者にペナルティは課さない。

【 河川災害復旧工事の実施スケジュール例 】



3 期待される効果

- 河川工事は、施工時期が非出水期に限られるため、早期に発注することにより、適期を逃すことなく施工でき、早期の復旧が期待される。

4 試行開始時期

- 令和 5 年 7 月 1 日
- 災害が発生した建設事務所において、1 ～ 2 件試行し、年度内に検証を行う。

誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事の試行について

建設産業を支える若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められています。

若手や女性に選ばれる魅力ある建設産業の実現に向け、誰もが活躍できる、誰もが働きやすい現場環境づくりを推進します。

1 現場点検等

誰もが働きやすい現場環境づくりに向け、現場で求められる取組内容を検討するため、現場での点検、意見交換を実施

日 時：夏季：令和4年8月18日（木曜日）、冬季：令和5年1月18日（水曜日）

出席者：長野県建設業協会女性部会、現場施工業者 主任技術者・現場代理人 他
長野県建設女性の会、建設事務所、県庁 技術管理室

事務所	工事名	箇所名
上田建設事務所（夏）	令和3年度 防災・安全交付金（道路）（加速化）工事	（国）254号 上田市 東内～西内（荻窪バイパス2工区）
佐久建設事務所（夏）	令和3年度防災・安全交付金（道路）工事	（主）佐久小諸線 佐久市 伴野～鳴瀬（深町橋1工区）
	令和3年度河川等災害関連（河川）工事	（一）抜井川 佐久穂町 海瀬
大町建設事務所（冬）	令和4年度交付金通常砂防（重）工事	（砂）北和田沢 松川村 大和田
	令和3年度防災・安全交付金施設機能向上（加速化）工事	（一）高瀬川 池田町 池田2工区

2 取組内容

現場点検等の結果を踏まえ、令和5年3月28日、「誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事試行要領」を策定し、モデル工事の試行に取り組む

<モデル工事の実施項目>

以下の項目から選択し、現場環境改善実施5項目のうちの1項目（複数選択可）に充てて実施

- ① 現場通路の改善（手すり・すべりにくい通路の設置）
- ② 女性専用更衣室・休憩室の設置
- ③ ごろ寝のできる広い休憩室の設置
- ④ 快適トイレの増設・洗面所の快適化
- ⑤ 施工箇所への給電設備の設置・給電設備の複数化
- ⑥ 給水設備の設置
- ⑦ 施工箇所に休息スペースの設置

3 今後の予定

- ・令和5年度（7月以降）、試行要領に基づき各事務所2箇所モデル工事を実施（発注者指定）
- ・令和6年度、モデル工事の効果検証を行い更なる改善を図り「誰もが働きやすく、活躍できる現場環境づくり」を推進

清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の再改定

【取組番号 18, 76】

1 取組方針

- 【18】最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する
 【76】適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する

2 最低制限価格（低入札調査基準価格）の算定方法

- (1) 予定価格算出時に適用している「労務単価（国土交通省）」を、「最低制限日額」に置き換えて算出

職 種	労務単価（日）	⇒	最低制限日額（日）
R4 清掃員C	10,000 円		7,020 円

- (2) 最低制限日額は、長野県最低賃金（時給）に8時間を乗じた額

R4 最低制限日額：877 円/時×8時間≒7,020 円

3 令和5年度の最低制限日額

- (1) 最低賃金の改定

	R3. 10. 1 適用（時）	⇒	R4. 10. 1 適用（時）
長野県最低賃金	877 円		908 円

- (2) 最低制限日額

R5 最低制限日額：908 円/時×8時間≒7,270 円

- (3) 職種別の最低制限日額

- ・清掃員C：7,270 円
- ・清掃員C以外の職種：別表参照
 - ① 清掃員Cとの労務単価の比率を乗じて職種別の最低制限日額を算出
 - ② R4 最低制限日額を下回る場合は、R4 の日額に据え置きとする

4 適用日

令和5年2月14日以降に公告する、令和5年度 清掃、設備管理、警備業務に適用

(別表) 令和5年度建築保全業務労働単価の見直し (R5.2.14) に伴う職種別最低制限日額一覧表

※令和5年度建築保全業務労働単価：見直し前 (R4.12.9) →見直し後 (R5.2.14)

1. 職種別最低制限日額の算出

	(単位：円/日)									
	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	軽作業員
見直し前										
R5労働単価(見直し前)	14,200	11,300	10,400	14,200	12,200	10,800	19,300	18,600	16,100	15,800
単価比率	1.37	1.09	1.00	1.37	1.17	1.04	1.86	1.79	1.55	1.52
清掃員C×単価比率	9,959	7,924	7,270	9,959	8,505	7,560	13,522	13,013	11,268	11,050
R4最低制限日額	9,687	7,651	7,020	10,038	8,494	7,511	13,267	12,776	11,091	11,442
前年度比	102.8%	103.6%	103.6%	99.2%	100.1%	100.7%	101.9%	101.9%	101.6%	96.6%
見直し後										
R5労働単価(見直し後)	14,400	11,500	10,600	14,500	12,400	11,000	19,700	18,900	16,400	17,100
単価比率	1.36	1.08	1.00	1.37	1.17	1.04	1.86	1.78	1.55	1.61
清掃員C×単価比率	9,887	7,851	7,270	9,959	8,505	7,560	13,522	12,940	11,268	11,705
R4最低制限日額	9,687	7,651	7,020	10,038	8,494	7,511	13,267	12,776	11,091	11,442
前年度比	102.1%	102.6%	103.6%	99.2%	100.1%	100.7%	101.9%	101.3%	101.6%	102.3%

2. 令和5年度最低制限日額

	(単位：円/日)									
	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	軽作業員
R5最低制限日額(見直し前)	9,959	7,924	7,270	10,038	8,505	7,560	13,522	13,013	11,268	11,442
R5最低制限日額(見直し後)	9,887	7,851	7,270	10,038	8,505	7,560	13,522	12,940	11,268	11,705
前年度比	102.1%	102.6%	103.6%	100.0%	100.1%	100.7%	101.9%	101.3%	101.6%	102.3%

談合情報に係る会計局調査(公正入札調査委員会)の結果

【取組番号 14】

1 談合防止に係る制度

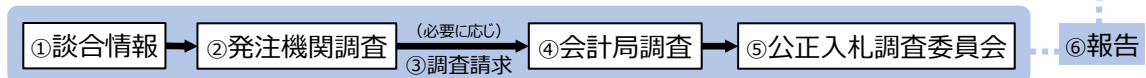
(1) 長野県の契約に関する条例

第3条 「県の契約は、地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。」

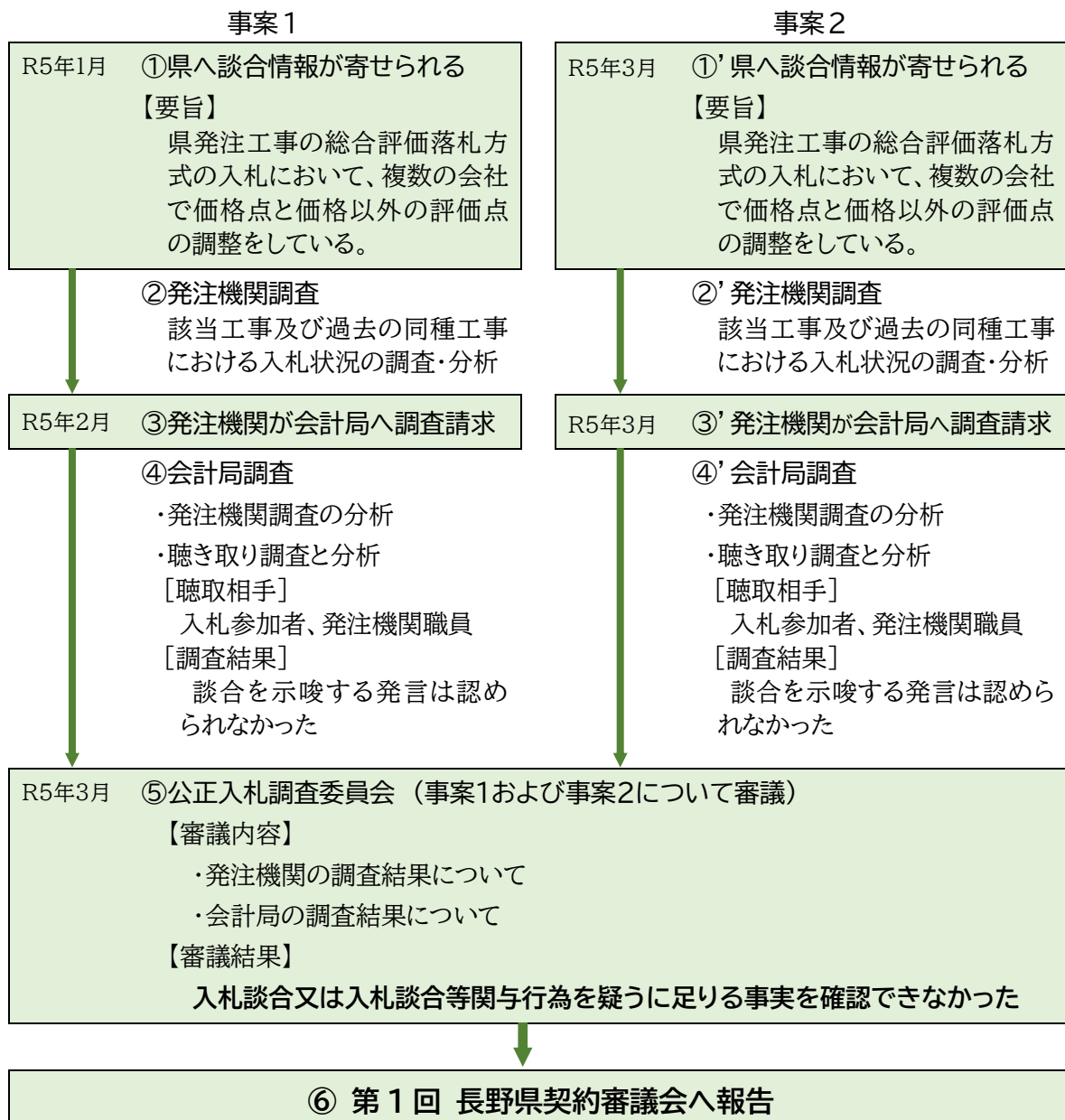
(2) 長野県談合情報対応要領

談合情報があった場合の各機関の対応方法を規定。

(対応の流れ)



2 今回報告事案



長野県契約審議会第3期（R2.9.1～R5.8.31）の審議実績

1 開催回数

会 議	開催回数	審議事項	報告事項
契約審議会	10	9	33
説明請求審査部会	1	1	—

2 「長野県の契約に関する取組方針」の進捗状況

時 点	項目数	実施済	着手済	今後検討
第3期	96	80	13	3

3 第3期の審議・報告事項の取組状況

(1) 実施した取組

審議・報告事項	取組状況	担当課の評価
①土木施設小規模補修工事等の包括民間委託の試行 ・R4より可能な地域から試行実施（全県97工区）	包括委託地域 0→29 工区	受発注者とも事務の簡素化・効率化になっている。
②入札参加資格の資格付与期間の見直し ・R4入札参加資格申請に適用	資格付与期間 2→3 年	事業者、県ともに事務負担の軽減になっている。
③取組方針の変更（SDGsなどの推進に関する取組を追加） ・R4入札参加資格申請で、SDGs制度登録者に加算	制度登録数（R5.4時点） 796→1,943 社	登録企業数が増加し、SDGsの推進につながった。
④建設工事に係る公募型見積合わせの試行 ・R3木曾の災害復旧工事（95箇所36件）で試行	不調案件 →0 件	従来、施工者の確保に時間を要した現場も、速やかに復旧できた。
⑤電子契約の導入 ・R4.11より利用可能とした。	電子契約数（R5.4時点） 0→1,880 件	印紙代の削減にもなり、利用が進んでいる。
⑥清掃業務の総合評価の価格点算出方法の改正 ・R5業務の入札（全11件）に適用	低入札調査件数 5（R3）→3 件	低入札価格を下回る応札が減少し、ダンピング防止に一定の効果

(2) 今後実施する取組

契約の透明性の確保、事務の効率化

⑦製造、物件、その他契約に電子入札を導入（R6）

⑧入札参加資格審査業務の電子化・市町村との共同窓口の設置（R6）

若手技術者の確保、ICTによる生産性の向上

⑨建設工事の総合評価の評価項目の見直し（R5）

迅速な災害復旧

⑩災害復旧工事に係る早期発注方式の試行（R5）

長野県の契約に関する取組方針(抜粋)

実施状況:(□)既に実施している取組、(○)着手しているが更に検討を要する取組、(△)今後、検討を進める取組

取組方針	実施状況	取組番号	取組内容
1-1	○	3	県の契約の件数、平均落札率等の契約状況の概要について、毎年度、県議会に報告するとともに、取組方針の策定等に際し意見を聴く。また、契約状況の概要について、長野県公式ホームページで公表する。【全般】
1-2	○	7	「その他の契約」において、一般競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する。【入札方式】
1-2	○	8	「その他の契約」において、透明性、公正性を確保するため、複数事務所の業務を集約し、一般競争入札又は公募型見積合わせとする一括契約の拡大を検討する。(庁舎等の警備業務、受付・電話交換、廃棄物処理業務等において一部実施済み)【その他】
1-2	○	10	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討する。(庁舎等の清掃業務及び警備業務において一部実施済み)【全般】
2-1	○	18	庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。(一部実施済み)【入札方式】
2-1	○	19	印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】
2-2	○	27	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務において一部試行中)【入札方式】
2-2	○	28	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】
3-1	○	37	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。(庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)【その他】
3-2	○	42	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】
3-3	△	52	建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】
3-4	○	61	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる入札制度等を整理し運用する。【入札方式】
3-6	△ ↓ □	90	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、長野県SDGs推進企業登録などの取組を評価する【参加資格】
3-6	△	91	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、エシカル消費推進の取組を評価する【参加資格】
4-1	○	75-1	建設工事において、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札制度】
4-1	○	75-2	建設工事において、入札参加資格の審査項目で、働き方改革の推進及び生産性向上への取組を評価する。【参加資格】
4-5 ↓ 4-2	△	92	県の契約において、入札参加資格の審査項目で、事業活動温暖化対策計画制度などの取組を評価する【参加資格】

長野県の契約に関する条例

建設工事・建設工事に係る委託契約（建設）、製造・物件・その他契約（その他）における主な成果と取組

目的：契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、県の一定の行政目的を実現するために契約の活用を図る。

制定：平成 26 年 3 月

基本理念 1

地域経済の健全な発展

- 1-1 契約の過程及び内容の透明性の確保
- 1-2 競争の公正性の確保
- 1-3 談合その他の不正行為の排除の徹底

入札情報（入札経過等）の公表 **全案件**[※]

※要領で定められた一部の案件を除く

- ・入札契約情報公表要領の制定（その他）

公募型見積合わせ件数（H25→R3） **2,521 件→3,111 件**

- ・随意契約において、公正性の確保のため、見積者を公募する公募型見積合わせを拡大（その他）

不適切な相手方との契約の防止 **全案件**

- ・入札参加要件において、県税等の滞納がないこと、暴力団関係者でないこと等を設定

基本理念 3

持続可能で活力ある地域社会の実現

- 3-1 地域における雇用の確保が図られること
- 3-2 県産品の利用が図られること
- 3-3 県内の中小企業者の受注機会の確保が図られること
- 3-4 県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う県内事業者の育成に資すること
- 3-5 事業者の有する専門的な技術の継承が図られること
- 3-6 その他持続可能で活力のある地域社会の実現に資すること

県内事業者受注率（建設工事 H25→R3） **99.2%→99.5%**

- ・入札参加要件において、原則として地域要件（県内本店）を設定
- ・総合評価落札方式において、本店所在地、除雪契約、小規模補修工事当番、災害時応急活動等を評価（建設）
- ・入札参加資格において、県内本店事業者の労働環境（新卒採用、女性技術者雇用等）の取組に加点（建設）

清掃業務の複数年契約率（H28→R4） **0%→76%**[※]

※庁舎等の清掃業務で予定価格 100 万円以上の案件

- ・庁舎等の清掃及び警備業務の複数年契約を拡大

県産品の調達（H28→R3） **85→195 百万円**

- ・「信州リサイクル製品率先利用方針」に基づき、建設工事において利用に配慮

SDGs 推進企業登録数（R3.4→R5.4） **796 社→1,943 社**

- ・入札参加資格において、県内本店事業者の SDGs の取組に加点

基本理念 2

県民に提供されるサービスを安全かつ良質なものとす

2-1 適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止

2-2 価格以外の多様な要素も考慮

平均落札率（建設工事 H25→R3） **91.2%→95.4%**失格基準価格による失格者（R3） **209 者**[※]

※低入札価格調査を設定した建設工事 1,743 件中

- ・失格基準価格を随時見直し（建設）
- ・庁舎等の清掃及び警備業務に最低制限価格制度（低入札調査制度）を導入し、毎年見直し

総合評価実施率（建設工事 H25→R3） **24.8%→50.6%**

- ・総合評価落札方式の価格以外の評価項目を随時見直し
- ・総合評価落札方式ガイドラインを策定（その他）

基本理念 4

社会的な責任を果たす事業者の育成

- 4-1 県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることなどの労働環境が整備されていること
- 4-2 ゼロカーボンなど環境に配慮した事業活動を行っていること
- 4-3 障がい者などの就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること
- 4-4 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること
- 4-5 その他社会貢献活動を行っていること

設計労務単価の上昇（建設工事 H25→R4） **1.3 倍**社会保険への加入 **全案件**[※]

※入札参加資格を要件とする案件

- ・入札参加資格において、県内本店事業者の労働環境（月給制、建設キャリアアップシステム導入、週休 2 日等）の取組に加点（建設）
- ・入札参加資格において、県内本店事業者の障がい者雇用、仕事と子育て両立支援等の取組に加点
- ・総合評価落札方式において、建設マネジメント（経営事項審査の労働福祉の状況、建設キャリアアップシステム活用、週休 2 日工事の実績等）を評価（建設）
- ・入札参加資格において、社会保険の加入を要件に設定（加入義務のないものは除く）

障がい者施設からの調達（H25→R3） **42.0→50.4 百万円**

- ・障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針を作成し、優先調達（随意契約）を実施